

仙北市雇用創出助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における新規雇用に対して助成金を交付することにより、本市民の雇用機会の創出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「会社等」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 次のいずれかの要件を満たすものであること。

ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者(製造業にあつては資本の額又は出資の総額が3億円超の会社並びに常時使用する従業員の数が300人超の会社を含む。)であつて、会社法(平成17年法律第86号)に定める会社、個人事業者等(資本金又は出資金を国又は地方公共団体から受けている場合を除く。)であること。

イ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人であつて、市から補助金(補助対象経費が施設建設償還金に係るものを除く。)の交付を受けていないこと。

ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人であつて、仙北市内に主たる事務所があるもの。

(2) 仙北市内に事業所を有すること。

(3) 健康保険法(大正11年法律第70号)に規定する適用事業所であること。

(4) 助成金の申請に係る新規雇用の期日前6か月以内及び助成金の交付対象雇用期間(以下「助成対象雇用期間」という。)において、会社都合による離職者がいない事業所であること。

2 この要綱において「新卒者」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は専門知識及び技術を習得するための専門学校等を卒業した者で、当該学校を卒業した日から3年以内であり、かつ、1年以上継続して正規雇用された経験がないものをいう。

(助成金の交付)

第3条 市は、仙北市補助金等交付規則(平成17年仙北市規則第39号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより助成金を交付するものとする。

(被雇用者要件)

第4条 助成金の交付の対象となる被雇用者(以下「被雇用者」という。)の要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 雇用された日における年齢が満65歳未満の者であること。

(2) 雇用された日から継続して仙北市に住所を有する者であること。

(3) 雇用された日から継続して当該会社等に勤務する者であること。

(4) 期間の定めのない契約により雇用された者であること。ただし、試用期間がある場合は3ヶ月以内とする。

(5) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)に規定する短時間労働者の対象とならない労働者であること。

(6) 労働者派遣事業の適性な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)に基づく派遣労働者として雇用されている者でないこと。

(7) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する雇用保険の被保険者として雇用されている者であること。

(8) 健康保険法に規定する健康保険の被保険者として雇用されている者であること。

(9) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に規定する厚生年金保険の被保険

者として雇用された者であること。

(10) 平成24年12月1日から平成31年3月31日までの間に新規に雇用された者であること。

(11) 公共職業安定所を通して採用されたものであること。また、新卒者については学校推薦状等を代用することができる。

(助成金の交付対象雇用期間)

第5条 助成対象雇用期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第1期 被雇用者の新規雇用日から6か月間

(2) 第2期 第1期の翌日から6か月間

(交付制限)

第6条 交付申請日において、国又は県により第4条に規定する者の雇用に関する助成金等の交付が受けられる場合は、この助成金を交付しない。ただし、事業主都合により離職した者を6か月以内に雇用した場合は交付の制限をしない。

2 対象労働者の雇入れが、事業の相続、譲受け、借受け、合併又は分割による地位の承継を伴う承継元事業所からの受入にあたる場合（これらに準ずると市長が認める場合を含む。）は、助成金を交付しない。

3 資本金又は出資金を国又は地方団体から受けている場合は、助成金を交付しない。

4 市から運営費、人件費等に係る補助金、委託料などの交付をうけている場合は、助成金の対象としない。

5 交付申請日において、対象者が事業所を離職している場合は、離職理由にかかわらず、助成金を交付しない。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、被雇用者1人につき、助成対象雇用期間ごとに7万5千円（被雇用者が新卒者に該当する場合は、被雇用者1人につき、助成対象雇用期間ごとに15万円）とする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、仙北市雇用創出助成金交付申請書（第1期）（様式第1号）又は仙北市雇用創出助成金交付申請書（第2期）（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 仙北市雇用創出助成金交付対象要件確認書（様式第3号）

(2) 仙北市雇用創出助成金交付対象被雇用者名簿（様式第4号）

(3) その他被雇用者要件を満たすことを証明する書類

2 助成金の申請は、助成対象雇用期間の末日から3か月以内に行わなければならない。

(助成金の交付決定等)

第9条 市長は、助成金の交付を決定したとき又は助成金の申請を却下したときは、仙北市雇用創出助成金交付決定（却下）通知書（様式第5号）を申請者に送付するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成33年9月30日限り、その効力を失う。